

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意欲的な新商品の開発に取り組む事業者に対して、その研究開発に要する経費の一部を補助することにより、本町の地域性を活かした産業振興や地域振興を図り、もって千代田町の魅力を高めていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新商品 販売を目的として新たな商品を研究開発し、一般流通経路において消費者に販売される食品又は民・工芸品をいう。

(2) 事業者 次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、町内で1年以上継続して事業を行っているもの

イ 町内で1年以上継続して事業を行っている2者以上の中小企業者

ウ 町内に店舗を有し、1年以上継続して一般消費者に販売の目的で食品を製造しているもの

エ 町商工会（各部会を含む）及び邑楽館林農業協同組合

オ その他町長が適当と認めるもの

(3) 指定事業者 新商品の指定を受けた事業者をいう。

(対象者)

第3条 対象者は、意欲的な新商品の開発に取り組む事業者であり、町税等の滞納がないものとする。

(新商品の内容)

第4条 新商品は、次の各号の全ての要件を満たす物とする。

(1) 千代田町をイメージするような商品であり、広く推奨できるものであること。

(2) 千代田町で生産、収穫又は製造されるものであること。

(3) 名称や意匠が町と関わりがあるものであること。

(4) 品質及びデザイン性が優れているものであること。

(5) 物品の安定的な生産供給が可能であること。

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、新商品を研究開発するために要する原材料費、機械装置又は工具器具購入費、試作・改良等に要する経費、デザイン及び印刷費、商品開発の一部を他業者に委託する経費又は商品登録等に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める対象経費の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定に基づく補助金の額は、対象経費の100分の80以内の額又は50万円以内のいずれか少ない額とする。

3 第8条、第11条及び第12条の規定により、指定事業者が審査会の結果に基づき、新商品を認定されないときは、第1項の規定に基づく補助金の額は、対象経費の100分の40以内の額又は25万円以内のいずれか少ない額が支給されるものとする。

(事業者の指定の申請)

第7条 新商品の指定を受けようとする事業者は、町長が指定する期日（以下「指定日」という。）までに、新商品研究開発支援補助金事業者指定申請書（様式第1号）及び関係書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に適合している商品であること。

(2) 審査申請のため、特別に調整された商品でないこと。

(3) 他の特許登録と同一又はその模倣品と認められる商品でないこと。

(新商品の審査)

第8条 新商品の審査は、千代田町新商品研究開発支援補助金審査委員会設置要綱（平成28年千代田町告示第106号）により千代田町新商品研究開発支援補助金審査会（以下「審査会」という。）が行う。

2 審査会は、必要に応じて開催することができる。

(事業者の指定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、審査会を開催しなければならない。

2 町長は、前項の審査会の結果に基づき、適当と認め、新商品の事業者の指定を

行うときは、事業者の指定通知書(様式第2号)により、指定を行わないときは事業者の不指定通知書(様式第3号)により当該事業者へ通知するものとする。

3 町長は、前項の指定を行うに当たっては、条件を付することができる。

4 指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、指定日までに新商品の試作品を町長に提出しなければならない。

(指定事業者の認定の申請)

第10条 新商品の認定を受けようとする指定事業者は、指定日までに、新商品研究開発支援補助金事業者認定申請書(様式第4号。以下「認定申請書」という。)及び関係書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、第7条第2項に掲げる事項に留意するものとする。

(新商品の認定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査会を開催しなければならない。

2 町長は、前項の審査会の結果に基づき、適当と認め、新商品の認定を行うときは、新商品の認定通知書(様式第5号)により、認定を行わないときは新商品の不認定通知書(様式第6号)により当該事業者へ通知するものとする。

3 町長は、前項の認定を行うに当たっては、条件を付することができる。

4 町長は、第2項の規定に基づき認定したときは、認定証を交付する。

(補助金の交付申請)

第12条 新商品の指定事業者は、補助金の交付申請をするときは、指定日までに次に掲げる関係書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

(1) 新商品研究開発支援補助金交付申請書(様式第7号。以下「補助金交付申請書」という。)

(2) 新商品研究開発支援補助金請求書(様式第8号)

(3) 補助金対象経費に係る領収書

(4) その他参考となる関係書類

(補助金の交付の決定)

第13条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、千代田町新商品研究開発支援補助金交付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(指定の取消し等)

第14条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 指定日までに第10条に定める認定申請書及び関係書類を町長に提出しないとき。
- (2) 指定日までに新商品の試作品を町長に提出しないとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為があったと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により事業者の指定を取り消したときは、事業者の指定取消通知書(様式第10号)により当該事業者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により指定の取消しを受けた者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(認定の取消し等)

第15条 町長は、認定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他補助金の交付に関連して不正の行為があったとき。
- (2) 新商品の仕様等を変更したことにより、同一性が認められなくなったとき。
- (3) 新商品としての信用を著しく害する行為があったとき。
- (4) 新商品の認定を受けた日から指定日までに新商品の販売をしないとき。
- (5) 新商品の認定を受けた日から2年以内に新商品の製造及び販売を中止したとき。
- (6) その他町長が特に必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により事業者の認定を取り消したときは、新商品の認定取消通知書(様式第11号)により当該事業者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により認定の取消しを受けた者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

新商品研究開発支援補助金事業者指定申請書

年 月 日

千代田町長 様

所在地	
名 称	
代表者	印
電 話	
F A X	
担当者	

下記商品について、事業者の指定を受けたいので、千代田町新商品開発支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

申請理由			
商品名 (由来・理由)		品目	
商品の特徴			
研究開発に要する経費	円 (見込み)		
販売計画			
販売場所 (予定)	(店舗等名)		
	(住 所)	〒	
製造場所 (予定)	(工場等名)		
	(住 所)	〒	
生産開始日、 月間生産数量 (予定)	(生産開始)	年 月 日	(生産数量)
表示内容 ※食品衛生法等に基づく表示 項目を列挙してください。			
申請品一単位当たり	(内容量)	(小売希 望価格)	円(税抜)
主な販売先	(町内： %、町外： %)		
事業者の概要	資本金又は出資金	創業年月	従業員規模
	円	年 月	人
要綱第7条第1項に 基づく関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品研究開発支援補助金事業者指定申請書（様式第1号） ・その他参考となる書類（ ） 		

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

千代田町長

事業者の指定通知書

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり新商品の指定をします。

記

1. 指定番号
2. 商品名
3. 事業者の名称
4. 事業者の所在地
5. 事業者の代表者氏名
6. 指定の条件

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

千代田町長

事業者の不指定通知

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり新商品として指定しません。

記

1. 指定しない理由
2. 商品名
3. 事業者の名称
4. 事業者の所在地
5. 事業者の代表者氏名

様式第4号（第10条関係）

新商品研究開発支援補助金事業者認定申請書

年 月 日

千代田町長 様

所在地	
名 称	
代表者	印
電 話	
F A X	
担当者	

下記商品について、事業者の認定を受けたいので、千代田町新商品開発支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

商品名		品目	
商品の特徴			
研究開発に要した経費	円		
販売計画			
販売場所（予定）	(店舗等名)		
	(住 所)	〒	
製造場所（予定）	(工場等名)		
	(住 所)	〒	
生産開始日、 月間生産数量（予定）	(生産開始)	年 月 日	(生産数量)
表示内容 ※食品衛生法等に基づく表示 項目を列挙してください。			
申請品一単位当たり	(内容量)	(小売希望価格)	円(税抜)
要綱第10条第1項に 基づく関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品研究開発支援補助金事業者認定申請書（様式第4号） ・その他参考となる書（ ） 		

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

様

千代田町長

新商品の認定通知書

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり新商品の認定をします。

記

1. 認定番号
2. 商品名
3. 事業者の名称
4. 事業者の所在地
5. 事業者の代表者氏名
6. 認定の条件

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

様

千代田町長

新商品の不認定通知

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり新商品として認定をしません。

記

1. 認定しない理由
2. 商品名
3. 事業者の名称
4. 事業者の所在地
5. 事業者の代表者氏名

千代田町長 様

所在地
名 称
代表者 印
電 話
F A X
担当者

新商品研究開発支援補助金交付申請書

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請 円
2. 指定番号
3. 認定番号
4. 添付書類
 - (1)新商品研究開発支援補助金請求書（様式第8号）
 - (2)補助金対象経費に係る領収書
 - (3)その他参考となる関係書類

5. 町税等の調査閲覧同意書

私は、千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に関する必要な事項として、町県民税台帳、固定資産税台帳及び町税納入状況について、総務課員が調査閲覧することに同意します。

同意者（事業者）	同意者（事業者）
所在地：	住 所：
法人名： 印	氏 名： 印
代表者氏名： 印	

※申請者が法人の場合は、法人及び法人代表者の同意が必要です。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

千代田町長 様

所在地
名 称
代表者 印
電 話
F A X
担当者

新商品研究開発支援補助金請求書

年 月 日付け、千代田町新商品研究開発支援補助金交付決定通知書に基づく補助金を交付して下さいよう請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

2. 振込先口座

銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合										本・支店
普通・当座	店番	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

様

千代田町長

新商品研究開発支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千代田町新商品研究開発支援補助金については、下記のとおり交付決定する。

記

1. 交付決定額 円
2. 商 品 名
3. 認 定 番 号
4. 条 件 年 月 日までに新商品の販売を開始すること

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

様

千代田町長

新商品の指定取消通知書

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり新商品の指定を取り消したので通知します。

記

1. 指定番号
2. 取り消しの理由
3. 事業者の名称
4. 事業者の所在地
5. 事業者の代表者氏名
6. 既に交付した補助金がある場合の処置

様式第11号（第15条関係）

年 月 日

様

千代田町長

新商品の認定取消通知書

千代田町新商品研究開発支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり新商品の認定を取り消したので通知します。

記

1. 認定番号
2. 取り消しの理由
3. 事業者の名称
4. 事業者の所在地
5. 事業者の代表者氏名
6. 既に交付した補助金がある場合の処置